

### 事例3

## 入院給付金のお支払い (支払日数限度)

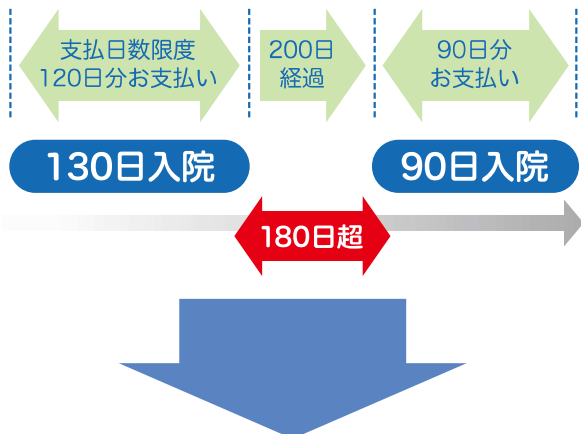
1回の入院に対して、支払われる入院給付金の支払日数限度が定められている場合、その日数を超えた入院については、入院給付金をお支払いできません。

同一の病気を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、原則として1回の入院とみなし、入院日数を通算します。ただし、前回の入院の退院日の翌日から180日経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

### 新団体医療保険(120日型)の例

#### お支払いする場合

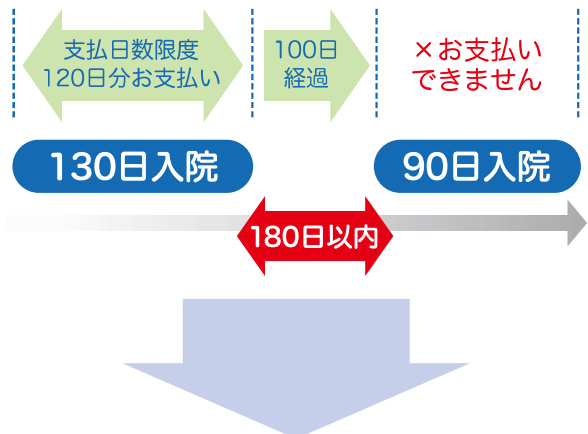
脳梗塞で130日入院し、いったん退院。**退院の200日後**に、同じ疾病で90日入院したケース



1回目の入院は120日分(1回の入院の支払日数限度が120日のため)、2回目の入院は90日分の入院給付金をお支払いします。

#### お支払いできない場合

脳梗塞で130日入院し、いったん退院。**退院の100日後**に、同じ疾病で90日入院したケース



1回目の入院は120日分お支払いしますが、2回目の入院については、**1回目との通算により支払日数限度(120日)を超過**することとなるので、入院給付金はお支払いできません。